$G_{24}$ ＝ 0.029
$G_{25}$ ＝ 0.029
$G_{26}$ ＝ 0.029
$G_{27}$ ＝ 0.028
$G_{28}$ ＝ 0.0271
$G_{29}$ ＝ 0.0214
$G_{30}$ ＝ 0.02169
$G_{令元}$＝ 0.00064
$G_{令2}$ ＝ 0.00107
$G_{令3}$ ＝ 0.00144

$H_n$　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$I_{21}$ ＝ 0.03757
$I_{22}$ ＝ 0.03767
$I_{23}$ ＝ 0.03786
$I_{24}$ ＝ 0.039
$I_{25}$ ＝ 0.039
$I_{26}$ ＝ 0.038
$I_{27}$ ＝ 0.037
$I_{28}$ ＝ 0.0363
$I_{29}$ ＝ 0.0286
$I_{30}$ ＝ 0.02906
$I_{令元}$＝ 0.00086
$I_{令2}$ ＝ 0.00143
$I_{令3}$ ＝ 0.00193

$J_n$　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$K_{14}$ ＝ 0.030
$K_{15}$ ＝ 0.031
$K_{16}$ ＝ 0.031
$K_{17}$ ＝ 0.027

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣

$I_{24}$ ＝ 0.029
$I_{25}$ ＝ 0.030
$I_{26}$ ＝ 0.029
$I_{27}$ ＝ 0.028
$I_{28}$ ＝ 0.0218
$I_{29}$ ＝ 0.0214
$I_{30}$ ＝ 0.00105
$I_{令元}$＝ 0.00064
$I_{令2}$ ＝ 0.00107

$J_n$　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$K_{21}$ ＝ 0.03761
$K_{22}$ ＝ 0.03771
$K_{23}$ ＝ 0.041
$K_{24}$ ＝ 0.039
$K_{25}$ ＝ 0.040
$K_{26}$ ＝ 0.039
$K_{27}$ ＝ 0.037
$K_{28}$ ＝ 0.0291
$K_{29}$ ＝ 0.0287
$K_{30}$ ＝ 0.00140
$K_{令元}$＝ 0.00086
$K_{令2}$ ＝ 0.00143

$L_n$　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$M_{14}$ ＝ 0.030
$M_{15}$ ＝ 0.031
$M_{16}$ ＝ 0.031
$M_{17}$ ＝ 0.027

N　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣